

医療法人 大植会 葛城病院 身体拘束廃止・最小化のための指針

1. 身体拘束廃止・最小化に関する基本的な考え

身体拘束（抑制）（以下、身体拘束）は患者の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員1人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止・最小化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

2. 身体拘束廃止・最小化に向けての基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及び行動制限を禁止する。身体拘束その他、入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、「身体拘束（抑制）に関するマニュアル」にあげている行為を示す。

(1) 身体拘束等禁止の対象となる具体的な行為

- ① 4点柵（片側を壁付けし、反対側を柵で囲む事も含む）
- ② 柵固定
- ③ ミトンの装着
- ④ 各種センサーの取り付け（離床センサー・体動センサー・赤外線センサーなど）
- ⑤ 抑制帯（手首用・足用・膝用・胸用）
- ⑥ 体幹抑制（ベッド上・車椅子用も含む）
- ⑦ 向精神薬の使用（ドラッグロック）

(2) 身体拘束等禁止の対象としない具体的な行為

- ① 集中治療室・HCUのベッドは特殊なため身体拘束に含まない
- ② 鎮静を目的とした薬剤による行動の制限

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

- ① 本人または他患者などの生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。
- ② 身体拘束を行った場合は、看護師をはじめ、コメディカルが日々、十分な観察を行うとともに、日々のカンファレンスにて、身体拘束実施の評価を行う。
- ③ 身体拘束カンファレンスにおいて解除や代替策を検討し、可能な限り身体拘束をしなくてもよい対応を検討する。

3) その他の日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 患者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）に安楽を妨げる様な行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と安易に身体拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返える。

4) やむを得ず薬剤を使用する場合は、患者の状態に応じた薬剤使用の提案を行う

- ① せん妄を誘発する薬剤の使用を避け、変更を検討する。
- ② 薬剤により、せん妄促進因子の改善を行うことで、せん妄発症を予防する。
- ③ せん妄対策の前提である予防と身体症状の管理を行った上で、薬剤によりせん妄を生じた際の症状の緩和を行う。
- ⑤ 鎮静を目的に薬剤を使用する場合は、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤を使用する。
- ⑥ 薬剤の使用に際しては、患者・家族等に十分な説明を行い、同意を得て使用する。

3. 院内の組織に関する事項

1) 身体拘束（抑制）委員会の設置

(1) 設置目的

身体拘束廃止・最小化に向けた具体的な取り組みを多職種から構成された委員で検討することを目的とする。

(2) 身体拘束（抑制）委員会の構成員

身体拘束（抑制）委員会運営規程に準ずる

(3) 委員会の検討項目

- ① 身体拘束廃止・最小化のための指針の承認
- ② 身体拘束の実施状況についての検討・確認
- ③ 身体拘束最小化チームからの情報収集と検討結果の承認
- ④ 身体拘束廃止・最小化のための研修計画
- ⑤ 身体拘束を行わないための用具導入の承認
- ⑥ 身体拘束用具の管理

2) 身体拘束最小化チームの設置

(1) 設置目的

身体拘束の最小化を推進することを目的として身体拘束最小化チームを設置する。

(2) 身体拘束最小化チームの構成員

専任医師、専任看護師をもって構成する。

必要に応じて、病棟看護師、薬剤師等、入院医療に携わる職員を招集する。

(3) 役割

- ① 身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に周知徹底する。
- ② 身体拘束廃止・最小化のための指針を作成し、職員に周知し活用する。
- ③ 入院患者に係わる職員を対象として身体拘束廃止・最小化に関する研修（身体拘束の代替手段に関する内容、患者の尊厳の保持の重要性に関する内容などを含む）を年に2回実施する。
- ④ 身体拘束が行われている病棟に対し、身体拘束最小化チームによる病棟の巡回を行い、病棟の職員とともに身体拘束が行われている患者の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討を行う。
- ⑤ 身体拘束が行われている患者が生じる都度、病棟の複数の職員により身体拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討を行うよう指導する。
- ⑥ 身体拘束（抑制）委員会と連携をとり身体拘束最小化を推進する。

附 則

この指針は、2024年4月1日より施行する

2025年1月改訂

2026年4月改訂